

平成24年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣清水 外33名

被告 中部電力株式会社

原告準備書面10

平成25年8月27日

静岡地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士を兼ねる

弁 護 士 鈴 木 敏 弘

弁 護 士 河 合 弘 之

弁 護 士 青 山 雅 幸

弁 護 士 大 石 康 智

弁 護 士 南 條 潤
外

1 本件訴訟は、平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した、東日本大震災とそれによる福島第一の事故を契機として、同年 7 月 1 日に提訴されたものである。

今から 2 年余り前、大地震の翌朝の 2011 年 3 月 12 日午前 6 時 15 分、当時の菅総理大臣や、斑目原子力安全委員会委員長らが乗ったヘリコプターが、総理大臣官邸から福島第一原発に飛び立った。遅れていたベントを早期に実施させるであった。

現地視察はさしたる効果もなく、帰り道、午前 10 時すぎ頃、ヘリコプターから東京の上空を見た、斑目委員長は、その当時の心境について、「証言斑目春樹」（岡本孝司 新潮社 甲 E 3 7 号証）において、次のように述懐している。

「良く晴れていました。澄んだ大気を通して遠くに見える首都の空を眺めながら、『この景色も、ひょっとすると、これで見納めになってしまうかもしれない』ふと、そんな悲観的な思いが頭に浮かびました。（中略）私は長年、原子力施設の安全対策について研究してきました。だから、これまでに整備してきた原発の安全対策が全て破綻し、殆どが役に立たなくなった先に何が起きるのが、真っ先に頭に浮かびました。どこまで福島第一原発の状況は悪化するのだろうか。どうやって食い止めたらいいのだろうか。下手をすると、福島第一原発の原子炉は、全部がこのまま手が付けられなくなってしまうかもしれない。それによる悪影響は福島第一の南約 10 キロにある福島第二も免れない。さらにその南、茨城県東海村にある日本原子力発電の東海第二原発にも影響は及ぶ。そうなると、東京にも大量の放射性物質が拡散するだろう。事態が悪化すればするほど破局を止める手段はなくなってゆく。」

同じヘリコプターに乗っていた菅総理大臣は、「東電福島原発事故 総理大臣として考えたこと」（幻冬舎新書、甲 E 3 8 号証）において、近藤駿介原子力委員会委員長から、事故が拡大した場合、住民の移転が必要となる地域が、福島第一原発から 250 キロメートル以遠にも生じる可能性があるとの報告を聞き（甲 E 3 9 号証参照）、次のように最悪の事態を想定していた。

「半径 250 キロとなると、青森県を除く東北地方のほぼすべてと、新潟県のほぼすべて、長野県の一部、そして首都圏を含む関東の大部分となり、約 5 千万人が居

住している。つまり、5千万人の避難が必要ということになる。近藤氏の「最悪のシナリオ」では放射線の年間線量が人間が暮らせるようになるまでの避難期間は、自然減衰にのみ任せた場合で、数十年を要するとも予測された。『5千万人の数十年にわたる避難』となると、SF小説でも小松左京氏の『日本沈没』くらいしかないであろう想定だ。過去に参考になる事例など外国にもないだろう。」

そして、この最悪の事態を免れた理由については、以下のように述べている。

「もし、ベントが遅れた格納容器が、ゴム風船が割れるように全体が崩壊する爆発を起こしていたら、最悪のシナリオは避けられなかった。しかし格納容器は全体としては崩壊せず、二号炉ではサプレッションチャンバーに穴が開いたと推定されている。原子炉が、いわば紙風船にガスを入れた時に、弱い継ぎ目に穴が開いて内部のガスが漏れるような状態になったと思われるのだ。その結果、一挙に致死量の放射性物質が出ることにはならず、また圧力が低下したので外部からの注水が可能となった。破滅を免れることが出来たのは、現場の努力も大きかったが、最後は幸運な偶然が重なった結果だと思う。四号炉の使用済み核燃料プールに水があったこともその一つだ。工事の遅れで事故当時、四号機の原子炉が水で満たされており、衝撃など何かの理由でその水が核燃料プールに流れ込んだとされている。もしプールの水が沸騰して無くなっていれば、最悪のシナリオは避けられなかった。まさに神の御加護があったのだ。」

これらの最悪の事態に関する発言は、原発反対運動の活動家がしたものではない。原子力安全委員会の委員長や、原子カルネッサンスと称し、地球温暖化対策の切り札として原子力発電を国策として推進してきた内閣の総理大臣の発言であることが、事態の深刻さを浮き彫りにしている。

本件訴訟においては、わずか2年余り前に、東日本壊滅という未曾有の危機が現実には発生したという事実から目をそらさず、常にその事実を念頭において本件審理に当たっていただくことを望むものである。

2 ところで、安倍首相は、平成25年2月28日の第183回国会における施政方針演

説で、『東京電力福島第一原発事故の反省に立ち、原子力規制委員会の下で、妥協することなく安全性を高める新たな安全文化を創り上げます。その上で、安全が確認された原発は再稼働します。』と明言している。

これを受け、茂木経済産業相は「再稼働は早ければ秋」との考えを示しているとの報道がされている。斑目氏が、東京の空を見納めかもしれないと思ったときから、わずか2年余りの経過で、東日本壊滅の事態が、「神の御加護」という危うい偶然によって回避されたことは、日本の政治・行政の責任者の頭の中から忘れ去られたかのようなのである。

しかし、総理大臣は忘れても、国民は忘れえない。多くの日本国民は、福島第一の事故を契機に、従前の原子力発電に対する認識を改めた。裁判官も同様である。

先般、朝日新聞出版から、「原発と裁判官 なぜ司法はメルトダウンを許したのか」という本が出版された。この中で、過去の原発訴訟で住民側敗訴を言い渡した3人の裁判長が、インタビューに答えている。

3 高浜原発二号機訴訟の一審の裁判長

- i 高浜原発二号機訴訟の一審の裁判長は、福島事故を見て「最悪の事態が起きた」「私が一番驚いたのは、全電源の喪失なんです。（中略）私が、原発訴訟を担当したときも、全電源の喪失は全く頭にありませんでした。今回の事故が起きて初めて知ったのですが、米国では当然のように全電源喪失を想定しているそうですね。裁判官時代の私には、原発への関心や認識の甘さがあったと思うのです。」
実際、1990年に定められた安全審査指針には「長期間にわたる全交流電源喪失は、送電線の復旧又は非常用電源設備の修復が期待できるので考慮する必要は無い」とはっきり書いてある。（中略）「専門家は指針について「この問題については、これだけ考えておけば足りるんだ」と自信があるはずです。しかし、司法としてはその権威に全部任せるわけにはいかないのは当然でしょうね。そここのところの自分のスタンスとして、専門家が言っているから大丈夫ということではなく、立

ち止まって合理性をもっと検討する事が必要だったのかな、と思います。」「裁判官はこれから、できる限りのことを想定しないといけないという考えが変わっていけば、当然、「この点は問題はないのか」と提起していくことになると思います。そして、司法全体が安全性について踏み込んだ判断を積み重ねていたならば、審査指針は改善されたかもしれない。もしそうしていれば、あの福島事故は防げたんじゃないかな・・・。」

- ii 「福島事故を見たあとの原発訴訟では、これまでは想定しにくかったこと、あるいは想定しにくかったことまで考えざるを得なくなるでしょう。それと同時に、差止請求の場合の「危険の切迫」という要件も、従来のようなメルトダウンに至る切迫した「具体的危険」という厳格なものではなく、もっとゆるやかなものになっていくと思います。」

4 女川原発 1.2 号機訴訟第一審の裁判長

- i 女川原発 1.2 号機訴訟第一審の裁判長は、本件訴訟でも、現時点で問題となっている被告側の証拠開示に関し、「被告はある程度、証拠の開示に協力しますが、完璧に出すことはないんです。一般論ですが「もうこれ以上ありません」と言われたら、おしまい。（中略）原告から「こういうタイトルの資料はあるのか、こういう内容のものは存在するのか、と聞くわけです。ウソをつくとも問題になりませんから、被告としてはウソでない範囲でごまかそうとする。明白なウソはつかない。でも、どちらでも取れるようなことは言います。そうすると、本当のところは、裁判官には分からないのですよ。」と述べ、原発訴訟に関し、アメリカのディスカバリーに類似した、「文書の絶対的な公開」といった特別の立法が必要であると提言されている。
- ii そして、「抽象的には、原告らの生命・身体に障害発生の可能性のあることは否定し得ない」としつつ、「社会観念上無視し得る程度」と判断して、原告の請求を棄却したことについて、「あれは、当時の私の社会観念です。」「これにつ

いては、いま、反省する気持ちがあります。わたしは、裁判長をしていたとき、「なんで住民はそんなことを恐れているんだ?」「気にするのはおかしいだろう」と思っていました。その程度だったらいいじゃないかと考え、「無視し得る程度」という表現に至ったのです。」しかし、福島を契機に、わざわざ北海道の牛乳を選んでいる息子を見て、「息子たちのように、自分の幼い子供のことを考えてそういう行動をする……。これを不合理とか不合理でないとか言ってみても始まらない。現実の経済活動がそうになってしまっているわけです。ということは、「その程度だったらいいじゃないか」という、当時の私の感覚は相対的なものだったと言うことになります。自分の子供には「負の遺産」を負わせたくないという親の気持ちを思うと、わたし自身の考えも変わっていきました。社会がそうなると、原子力発電は難しい。」

- iii 福島第1の事故を知り、「女川、大丈夫か」「かろうじて大丈夫だった。でも危険性は高かったんだなあ、ぞっとしました」と述べ、女川訴訟において原告が巨大津波が襲う可能性を否定できないと主張していたことに対して、1960年のチリ津波でも最大5メートルに過ぎないという被告の主張を認めたことについて、「わたしも見通しにおいて誤ったわけです。あそこまで高い津波が来るとは、とても予想できませんでした。」「被告の東北電力から、多重防護機能についての説明が何度も繰り返され、わたしはそれに乗ったんです。「社会的に無視し得る程度の危険性」という結論はそれによって導き出されています。でも、福島第一原発のように、ヒューマンエラーが重なるということはありませんよね。そこはもう少し疑うことはできたはずです。」

「ひとつ間違ったら被害は日本だけでは済まないような施設をあちこちに作ってしまったわけで。しかも、テロ攻撃の対象ともなり得る。そうすると当然原発は控えめに、そして、なくす方向で考えざるを得ないでしょうね。ちょっとした人為ミスによって人類が途方もない被害を受けることを考えると、原子力の「平和利用」というのは余りにも危険です。「平和利用」という発想そのものが

間違っていたのかなと思います。」「こういうことを語るのは苦痛です」「自分の出した判決は正しかったのか、正しくなかったのかと考え続ける。そして、正しくないと結論づけたら反省する。遅すぎるかも知れませんが、そうするしかありません。法律家として一生背負っていく問題だろうと思っています。」との率直で誠実な言葉を述べている。

5 福島第二原発三号機訴訟の二審の裁判長

- i 福島第二原発三号機訴訟の二審の裁判長は、「東京電力内部の専門的、技術的管理部門ないしその従業員の誠実さを信頼してよい」と判断して、原告敗訴の判決をした後、2002年に長年にわたる東京電力のトラブル隠しが発覚したことに対して、「原発のデータ隠しなどが露見したのを見て、実態はこんなにだめな組織だったのかと驚きました。いまになってみると、わたしたちが書いた判決のこの説示は甘すぎたかな、と思います。」（中略）「判決で専門家らの判断を信頼して良いとした点は、正直、必ずしも一般論としてそうは言えなかったと痛感しています。はっきりしたのは、3.11後です。すると、検査そのものも、たとえ行政が「問題なし」としても疑ってみる必要があったかも知れません。」
- ii 原発訴訟のあり方について、「電力会社の立証責任についても厳しくなるでしょう（中略）これまでは、原告に「具体的・現実的危険」があることを立証するよう求められていたため、勝つことはなかなか難しかった。しかし、今後は、緩やかな基準になることも考えられます。」と述べている。

6 以上のとおり、

- i 女川原発1.2号機訴訟第一審の裁判長が、「文書の絶対的な公開」といった特別の立法が必要であると提言されているように、本件において実りのある迅速な審理を進めるためには、被告側からの証拠開示が不可欠である。原告からの釈明に対する回答が、原告としては、未だ不十分と判断しており、被告からの証拠開

示を積極的に促す訴訟指揮を要望するものである。

- ii 高浜原発二号機訴訟の一審の裁判長及び福島第二原発三号機訴訟の二審の裁判長が共通して指摘しているように、いわゆる「専門家」の意見・判断、あるいはこれに基づいて策定された「指針」類には、極めて問題がある。

特に、本年7月には新規制基準が策定され、本年秋以降には新基準に基づいた各原発の再稼働が具体化する。しかし、その際に、安易に「指針」に適合するから安全であるとの判断をするのではなく、行政の策定した「指針」そのものの合理性を、司法として独自に判断するスタンスを持つことが不可欠である。また、新基準に対する当原発の適合性についても、被告内部の「専門家」や、いわゆる原子カムラに属する「専門家」の意見に安易に依拠することなく、「自分のスタンスとして、専門家が言っているから大丈夫ということではなく、立ち止まって合理性をもっと検討」するとの姿勢で審理されること、その際には、全交流電源喪失や、想定外の巨大地震や巨大津波など、「これまでは想定しにくかったこと、あるいは想定しにくかったことまで」想定をして審理をする姿勢を貫くことが不可欠である。

- iii 基準論について

高浜原発二号機訴訟の一審の裁判長及び福島第二原発三号機訴訟の二審の裁判長が述べているように、差止請求に関する立証責任や「具体的・現実的危険」について、原告側に「緩やかな基準」とすることについても、踏み込んだ検討をしていただくように求めるものである。

- 7 最後に、志賀原発二号機訴訟一審の裁判長のインタビューを紹介する。

この判決は、地震による事故を争点とした原発訴訟で、唯一住民側勝訴したものであり、「活断層が存在しない場所においても M7.2 から 7.3 の直下型地震が発生

する可能性があること」「炉心溶融事故の発生の可能性もあること」「多重防護が有効に機能するとは考えられないこと」等、その後の福島での事故や、今回の訴訟の争点に直結する重要な判断を示している。

この事件の一審の裁判長は「わたし自身、判決をした当時は電力供給の観点から原発は必要だろうと考えていました」「しかし今は違う、弁護士として、一市民として、「原発という危険なものは即時停止すべきです。」と述べている。

滋賀原発訴訟の裁判長は、「司法は市民の最後の砦である」と述べているように、「市民の最後の砦」としての裁判所の役割を遺憾なく発揮していただくことを求めるものである。

以上